



発行所
社団法人 国民文化研究会
(九州←東京←全国)
東京都渋谷区東1-13-1-402
振替 00170-1-60507
電話 03-5468-6230
FAX 03-5468-1470

月刊「国民同胞」編集部
毎月一回10日発行
購読料 年間2000円

新憲法草案「前文」に見る自民党の混迷

—尋常ではない「保守政党」の類廃—

本会副理事長 今 林 賢 郁

平成十八年の年が明けた。新年と言へばなつかしい唱歌がある。元日の朝を唱った「一月一日」(明治二十年、千家尊福作詞)である。

年の始めの例として、終なき世のめでたさを、松竹立てて、門ごとに祝う今日こそ 楽しけれ

家毎の国旗と門松に新年の陽ざしが降りそそぐ、そんな穏やかな元旦の情景が浮びくるやうな歌である。年の始めに、「終なき世のめでたさを」と、国家への全幅の信頼と安心を唱ふことのできた民の幸を思ふ。

翻って今、われらが目にする共同体の光景はまことに寒々としたものがある。共同体を保守すべき意思と力が加速度的に衰弱し崩壊しつつあるのではあるまいか。何を守護すべ

きかを見失ひ、保守すべきものへの情念が稀薄になればなるほど、その同じ分だけ共同体は液化化していく。「保守」政党を名乗る自民党も例外ではない。ここに一つの顕著な例がある。この次第を述べよう。

自民党は結党五十年を期して昨年成十七年の十月末に「新憲法草案」を公表した。この草案は、現行憲法の各章ごとに設置された十箇の小委員会の討議結果を踏まえて、党の新憲法起草委員会(委員長森喜朗元首相)が作成したものであるが、その「前文」決定の経緯をたどれば現在の自民党の頹廢と混迷はただならぬものがある。

この前文の原案はもともととは前述の小委員会のひとつ、「前文」小委員

会(委員長中曽根康弘元首相)で討議作成されたもので、その冒頭は「日本国民はアジアの東、太平洋と日本海の波洗う美しい島々に、天皇を国民統合の象徴として戴き、和を尊び、多様な思想や生活信条をおおらかに認め合いつつ、独自の伝統と文化を作り伝え多くの試練を乗り越えて発展してきた」と記述されてゐた。ところが、公表された草案では「日本国民は、自らの意思と決意に基づき、主権者として、ここに新しい憲法を制定する」と書き変へられてゐる。

何故書き変へたのか、党新憲法起草委員会事務局次長、舛添要一氏(参議院議員)は記者の質問に答へて次の如く言ふ(読売新聞、平成十七年十一月二十三日付)。

「地理的環境や気候・風土に基づいて日本人の国民性が決まるというような議論は、社会科学的に言つて不当」であり、「美しい島々」などの情緒的表現や美醜は人によって価値観が異なるもので、そんなものは憲法に盛り込むべきではない。続けて「和を尊び」は中曽根元首相の歴史観である、と断定した上で次のやうに言つてのけるのだ。

「日本の歴史は、和を尊ばずに、争い続けた歴史とみる見方もあ

る。大化改新、関ヶ原の戦い、明治維新、そして郵政民営化の実現を目指して小泉首相が踏み切った今回の衆院選は、殺し合いこそなかったものの、まさに戦いだつた。現職の自民党総裁が違憲になりかねないような表現を、自民党の草案に採用することは絶対にできない

一読仰天、これは正気の沙汰ではない、文字通り妄言である。「和を尊び」は中曽根元首相の個人的歴史観である、と言ふ舛添氏の個人的歴史観にはもとより異論があるがここでは問はない。が、一体、一国の根本法たる憲法—日本はいかなる国なのか—について心血を注いで検討し語るべきに、一内閣の首相による一過性の政局的政治現象を俎上に挙げて論ふとは何事か。今回の衆院選は「和を尊び」ではなく戦ひだつた、だから「和」と言ふやうな表現を憲法前文に書き込めば「現職の自民党総裁が違憲になりかねない」—このタガの外れやうは尋常ではない。憲法と現政権を同日に論ずる愚を知らな

いわけでもあるまい。

しかし、「無駄をそぎ落とし、必要な要素だけで簡潔にしなければ、異なった主観を持つ層から賛成を得る